

第6章 政府支出と社会保障

unit 22

Check 1 ×： 厚生年金保険や共済年金などの報酬比例部分も含めて公的年金である。なお、自営業者は国民年金基金を設立して加入しない限り、適用される公的年金は国民年金のみである。

Check 2 ○： 公的年金の基金の管理・運用方法がどのような方式であれ、退職後の高齢期に資金が給付されることになれば、個人は過剰貯蓄を避けるため、年金分だけ若年期の貯蓄を減少させることが生涯を通じて合理的な資金配分となる。

Check 3 ×： 加入者以外に国が公的年金会計に繰り入れる国庫負担の財源は、最終的には加入者の負担する租税であるから、実質的な負担は減ったといえない。

Check 4 ×： 賃金収入が1円増えたときに、在職老齢年金の適用により年金受給がt円減少するとき、賃金+年金収入の観点から見れば、これはt%の所得税率に直面しているのと同じこととなり、（代替効果が大きい場合には）労働供給は減少する（第5章 231頁参照）。

unit 23

Check 1 ×： この説明は公的年金のケースである。

Check 2 ○： 公的介護保険制度の導入の重要な理由の1つである。（269頁参照）

Check 3 ×： 感染症など外部性のある疾病では最適需給量から過少になる（274頁参照）。

Check 4 ×： 包括払い制度では過少な治療をする方が収益は高くなるので、医学的な適切な水準よりも不足しがちな治療水準になる可能性がある。

unit 24

Check 1 ×： 賃金率増加は所得効果で子供を増やしようが、子育て時間と就労時間の間の代替効果が大きければ、子供は減る。

Check 2 ○： 子供のいない世帯は、子供のいる世帯の子供に社会保障を通じて援助してもらおうという外部性が生じるので（286頁参照）。

Check 3 ×：個人の取得した人的資本はその個人の稼得能力だけではなく、一緒に働く同僚の生産性も向上させる外部性を持つ場合には、社会的に望ましい教育水準よりも過少になる（292 頁参照）。

Check 4 ×：たとえ憲法で規定されていなくとも、経済的に最適な教育水準を実現することが、国民の厚生に資するところが大きい。

unit 25

Check 1 296 頁の第 2 パラグラフ、および、301 頁の第 1 パラグラフ、および 304 頁の下から 1 つ目のパラグラフの部分のみよ。

Check 2 社会保険と公的扶助は給付要件とその原資調達に関して大きく異なる。国民年金は社会保険として位置づけられるが、社会保険給付は、一定期間定められた保険料を支払うという要件を満たすことを条件とする。社会保険は部分的に租税を原資にすることがあるが、原則、保険料で賄われ、その会計は政府の一般会計から独立している。その一方、生活保護のような公的扶助には拠出要件はなく、全額租税によって賄われる。さらに、公的扶助は、ナショナル・ミニマムとしての生活水準を保障することを目的としている。生活保護の受給には資力調査を前提とし、その給付額は受給者の所得が一定水準の生活費に足りない部分を補うように算定される。一方、社会保険たる国民年金は拠出要件のみにしたがって金額が決定され、受給者が高所得者であろうが低所得者であろうが、その給付金額が変わることはない。

Check 3 297 頁の第 2 パラグラフのみよ。

Check 4 309 頁の第 2 パラグラフのみよ。また 308 頁のコラム⑩も参考にせよ。

Check 5 図 16-1（193 頁）におけるそれぞれの言葉を次のように変換して、192 頁の最後のパラグラフから 194 頁までの部分にそって説明を行えばよい。

- 「地方」→「受給者」
- 「中央」→「政府」
- 「放漫財政」→「貯蓄をしない（すべて消費する）」
- 「健全財政」→「貯蓄をする」
- 「支援」→「生活保護を給付する」
- 「不干涉」→「生活保護を給付しない」